

## 経過措置に関する経済産業大臣の意見照会に対する回答について

### (趣旨)

平成 30 年 9 月より、電気の経過措置料金に関する専門会合において、経済産業大臣から意見照会のあった経過措置料金の撤廃及び存続判断に関する指定等基準と各地域における競争評価等について検討を行い、第 9 回電気の経過措置料金に関する専門会合（平成 31 年 4 月 23 日）において、とりまとめを行った。

その内容を踏まえた経済産業大臣からの意見照会への回答案について、ご審議いただく。

### 主なポイント

平成 28 年 4 月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、平成 32 年 3 月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとなっている。

本経過措置は、平成 32 年 3 月末をもって撤廃され、同年 4 月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域のみ、経過措置料金が存続することとなる。

平成 31 年 4 月以降、大臣指定（又は解除）の判断、決定を行うことが法律上可能となることから、この点に関し、平成 30 年 9 月 13 日付けの経済産業大臣から以下の事項について意見照会（別添 1）があったところ。

### (経済産業大臣から意見照会を受けた検討事項)

- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）第 12 条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準
- ・当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価（必要に応じて、競争を促進するための方策の提案を含む。）
- ・実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

このため、電力・ガス取引監視等委員会電気の経過措置料金に関する専門会合において、専門的観点から、調査・審議を行ってきた。今般、第 9 回電気の経過措置に関する専門会合（4 月 23 日）において、これまでの検討結果を踏まえ、「電気の経過措置に関する専門会合とりまとめ」をとりまとめた。

ついては、電気の経過措置料金に関する専門会合におけるとりまとめを踏まえ、資料 3—1 の案のとおり、経済産業大臣に対して回答することとしたい。

(参考) 経済産業大臣からの意見照会への回答案の概要

### 1. 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準

- 判断に当たっては、以下の3つの考慮要素の状況を総合判断したうえで、供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合は指定する（解除しない）こととする。
  - (1) 消費者等の状況
  - (2) 競争者による競争圧力
  - (3) 競争環境の持続性

### 2. 当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価

- すべての供給区域において、平成32年4月の時点においては、経過措置料金を存続させることが適当と考えられる。
  - 東京電力及び関西電力の供給区域においては、
    - (1) 消費者等の状況については一定の充足が認められるものの、
    - (2) 競争者による競争圧力については、有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、現時点での競争圧力は不十分であり、
    - (3) 競争環境の持続性についても、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気調達に係る公平性についての懸念が存在。
  - その他の供給区域においては、
    - (1) 消費者等の状況については一定の充足が認められるものの、東京電力及び関西電力区域と比較するとまだ十分とは認められず、
    - (2) 競争者による競争圧力についても、有力で独立した小売電気事業者が見当たらず、現時点での競争圧力は不十分であり、
    - (3) 競争環境の持続性についても、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気調達に係る公平性についての懸念が存在。

### 3. 実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項

- 電気の利用者に不測の損害が生じることを防止する観点から、経過措置料金の撤廃後においても、当面3年間程度、地位濫用行為の有無について特に積極的に監視する必要がある。
- 小売市場における新規参入を促し、競争を活性化させるためには、卸市場の活性化が不可欠であり、新規参入者の電源調達環境を改善していくため、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策がより一層、具体的に検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。
- 小売市場における競争を活性化する観点から、電気の利用者がスイッチング先を円滑に選択できるための環境整備が有益である。こうした観点から、例えば、価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要がある。

経済産業省

官 印 省 略  
20180913 資 第 4 号  
平成 30 年 9 月 13 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者による特定小売供給に係る指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準等について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準、当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価（必要に応じて、競争を促進するための方策の提案を含む。）、並びに実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項に関し、貴委員会の意見を求めます。

※注 上記の検討に当たっては、小売料金規制の撤廃状況等に係る諸外国における動向も踏まえるとともに、また、消費者等の関係者の意見を幅広く聴取することが必要となる。

(別添2)

電気の経過措置料金に関する専門会合

委員等名簿

(敬称略、五十音順)

(座長)

泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授

(委員)

圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター

(専門委員)

大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

草薙 真一 兵庫県立大学 国際商経学部 教授

河野 康子 特定非営利活動法人消費者スマイル基金 理事

竹内 純子 特定非営利活動法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科 教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

丸山 絵美子 慶應義塾大学 法学部 教授

(オブザーバー)<sup>1</sup>

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

大川 博巳 関西電力株式会社 執行役員 営業本部 副本部長

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

斉藤 靖 イーレックス株式会社 取締役 営業部長

佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事

下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力産業・市場室長

長 高英 北陸電力株式会社 営業本部 営業本部室長

塚田 益徳 公正取引委員会 調整課長

狭間 一郎 大阪ガス株式会社 理事 人事部長 (前リビング事業部計画部長)

鍋島 学 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 電力供給室長

<sup>1</sup> このほか、第7回会合においては、東京消費者団体連絡センター事務局長の小浦道子様、全大阪消費者団体連絡会事務局長の飯田秀雄様、東京電力エナジーパートナーの大亀薫様が、オブザーバーとして参加。

(別添3)

電気の経過措置に関する専門会合 開催概要

開催日	議題
第1回 平成30年 9月26日	(1) 本専門会合における検討事項について (2) 競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理について (3) 消費者団体からのヒアリング(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、一般財団法人日本消費者協会) (4) 本専門会合における検討の進め方(案)について
第2回 平成30年 10月22日	(1) 海外の状況について(電力中央研究所) (2) 消費者からのヒアリング(宮城県生活協同組合連合会、北九州市消費者団体連絡会) (3) 新電力からのヒアリング(大阪ガス、イーレックス)
第3回 平成30年 11月19日	(1) 指定等基準その他に関する今後の検討事項 (2) 指定等基準に関する検討
第4回 平成30年 12月27日	(1) 指定等基準に関する検討 (2) 事後監視について
第5回 平成31年 1月25日	(1) 消費者の選択基盤の強化(株式会社エネチェンジ) (2) 指定等基準に関する検討 (3) 事後監視について
第6回 平成31年 2月22日	(1) 消費者の選択基盤について (2) 指定等基準に関する検討 (3) 低圧部門における競争の現状及び見通しについて(一部非公開)
第7回 平成31年 3月15日	(1) 指定等基準に関する検討 (2) 低圧部門における競争の現状及び見通し
第8回 平成31年 4月3日	(1) 指定等基準に関する検討 (2) 低圧部門における競争の現状及び見通 (3) 骨子(案)について
第9回 平成31年 4月23日	(1) とりまとめ(案)について